○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町落合字谷口八〇〇の一、字洞口八九一から八九四まで、字東平二四六六の一から二四六六の三まで、二四六六の九、二四六六の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市東由利舘合字松沢六三、一一〇の一、町村字黒森一二二、舘字大平九の一、九の二、九の四から九の八まで、字規木沢一の一から一の七まで、一の九から一の一五まで、二の一から二の三まで、三、四、五の一から五の七まで、五の九から五の一五まで、六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松沢六三・一一〇の一・字黒森一二二・字規木沢一の二から一の四まで・一の一二・一の一三・二の一・三・五の四・五の五・六（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市土谷字下久保八二の二、八三、八四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町三都橋字落目八三の一九七、八三の二二一、八三の二二三、八三の二二六

(一)　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

(二)　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字庄ノ津一の二六（次の図に示す部分に限る。）、一の一六、七の二〇、七の三〇、字古田一六の一、一六の二、一七の一、字一色平六の九、字大滝一の一、一の三、九、九の一、九の二、一〇、一一の一、一一の五、一一の八、一四の一、一四の二、一六の一、一六の三、一九、二〇、二四、字スゲノ四、五、七、字ナベ立二の一、二の三、三、四、五の一から五の七まで、五の九、六、七の一、七の二、八の一、八の二、八の四、八の六、九から一四まで、一一の一、字戸井ノ沢一の一、一の二、四の一、一四、一九、二一、二二の一、二二、字カランツケ沢六の一、六の四、七の一、八、字家ノ上三の一、三の二、二〇、二一、字程野坂一から三まで、一の一、字マコ下九、九の一、字中沢四から九まで、一一から一三まで、一八、字森脇四の一、四の三、一八の一、一八の三、二一の一、二一の三、二二の一、字上竹葉根二の一、二六、字砂多三の六、三の七、六の一、字休戸三二の二、字黒内六の一、六の二、八、一一から一八まで、二二の二、二三、字藤田畑二七から二九まで、字中島三から一五まで、一六の一から一六の三まで、一七の一、一七の二、一八から二〇まで、二七から三〇まで、字大久後四から六まで、一二、一三、二六、二七、字鷹野二の七五、二の一一、三七、字福田六の一、字南山二、一一の一、一二、一四、二五、字西久保二、五、字根貝津一、二、四、五、一二、一三、津具字東山二の一〇二、字高笹三の三二、字井ノ口一の六から一の一二まで、一の一四、字滝ノ沢三の二七、字梨ケ嶽一の一、一の七、一の八、一の一〇、一の一四、一の五四、一の五六、一の五七、字桔梗根一の一八、一の二四、字上大地畑一の一四、一一の一六、字下甚吾三の一、字中手向二の二八・二の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の三二、二の三八、字北向一二の三五、字鹿ノ子三の九八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区昼居渡字サクジ二〇七の一、二〇七の二、字八幡上二一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サクジ二〇七の一・二〇七の二・字八幡上二一五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**